

横浜技調

随意契約理由書

件名 令和4年度 新技術を用いた海岸保全施設の性能評価に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、海岸保全施設の性能評価に関し、新技術を適用した際の対策効果の確認および設計精度の向上等、海岸保全施設の設計に関する課題の解決を目指すものである。

具体的には、新技術である「高剛性壁体工法」を対象に、三次元水中振動台を用いた振動実験を実施し、同工法の対策効果の確認および地震応答解析手法に関するモデル化の妥当性検証等を行うものである。

本業務実施に際しては、海岸保全施設の整備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 三次元水中振動台を利用した、沿岸部に整備をする構造物の地震時挙動の検証に関する研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成13年に設立された機関である。研究所は本業務に関連する三次元水中振動台を利用した、沿岸部に整備をする構造物の地震時挙動の検証に関する研究の知見・技術力を有しており、研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を求める公示」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

令和 4 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名) 令和 4 年度 港湾・空港施設の設計等に関する技術支援業務

本件は、下記理由により 一般財団法人沿岸技術研究センターと随意契約致したい。

記

本業務は、管内の港湾・空港施設の設計等に関する様々な技術的課題に対し、各課題に精通した有識者によるヒアリング等を実施し、対応方法の提案等の技術的支援を行うものである。

本業務の実施にあたっては、当局が提示する設計等に関する検討案件について、検討会の開催やヒアリングを通じ、得られた有識者の意見を踏まえながら、課題の抽出整理や技術的検証・検討を速やかに行うための技術力を有し、港湾・空港施設の調査・設計・施工に精通している事が必要である。

このため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式により、技術提案を求め、優れた技術提案を行った一般財団法人沿岸技術研究センターを特定した。

したがって、一般財団法人沿岸技術研究センターが本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、一般財団法人沿岸技術研究センターと随意契約するものである。

令和 4 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名) 令和 4 年度 港湾空港防災情報プラットフォームシステム 改良検討業務

本件は、下記理由により令和 4 年度港湾空港防災情報プラットフォームシステム改良検討業務沿岸技術研究センター・パシフィックコンサルタンツ設計共同体と随意契約致したい。

記

本業務は、関東地方整備局港湾空港部各事務所等に設置されている既存観測機器等を活用した情報サイト（以下、「防災情報プラットフォーム」）のシステム改良の検討を行うものである。

本業務の実施にあたっては、当局が、過年度に構築した防災情報プラットフォームとサイバーポートとの連携に向けて、負荷テスト及び機能改良等を行うものであり、具体的には、サイバーポートとの連携に向けて確実に運用を行うために必要となる負荷テスト、施設情報の追加、スマートフォンアプリの改良、岸壁利用可否判断システムの表示等の検討を実施する。これらの機能検討にあたっては、既存の情報サービスや有用な情報処理技術を活用し、迅速かつ効果的な情報収集・表示が可能な方法でシステム設計・構築を行う必要がある。

よって、上記改良のうち、特に負荷テストを行い動作環境の確認を行うことは災害発生時の確実な運用を行うために重要な事項であることから防災情報プラットフォームサイトの負荷テストにおける安定動作を確認するための留意点について、簡易公募型に準じたプロポーザル方式（総合評価型）により技術提案を求め、優れた技術提案を行った令和 4 年度港湾空港防災情報プラットフォームシステム改良検討業務沿岸技術研究センター・パシフィックコンサルタンツ設計共同体を特定した。

したがって、令和 4 年度港湾空港防災情報プラットフォームシステム改良検討業務沿岸技術研究センター・パシフィックコンサルタンツ設計共同体が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、令和 4 年度港湾空港防災情報プラットフォームシステム改良検討業務沿岸技術研究センター・パシフィックコンサルタンツ設計共同体と随意契約するものである。

令和4年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名：千葉県所有普通財産（土地）借上

本件は、下記の理由により、千葉県知事と随意契約したい。

記

本件は、関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所事業のための千葉市中央区川崎町の土地の借上を行うものである。

千葉市中央区川崎町の土地は関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所事業で実施する海洋短波レーダー局を設置するための土地として当事務所の事業実施に必要不可欠な土地である。

よって、都道府県から直接に物件を借り入れるため、会計法第29条の3第5項（予決令第99条第1項第16号）の規定に基づき、当該物件の港湾施設の管理委託者である千葉県知事と随意契約するものである。

以上

令和4年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名：港湾施設の目的外使用料

本件は、下記の理由により、千葉県知事と随意契約したい。

記

本件は、関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所事業のための船橋市潮見町地先の土地の借上を行うものである。

船橋市潮見町地先の土地は関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所事業で実施する海洋短波レーダー局を設置するための土地として当事務所の事業実施に必要な不可欠な土地である。

よって、都道府県から直接に物件を借り入れるため、会計法第29条の3第5項（予決令第99条第1項第16号）の規定に基づき、当該物件の港湾施設の管理委託者である千葉県知事と随意契約するものである。

以上

令和4年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名：横浜市所有ふ頭用地使用料

本件は、下記の理由により、横浜市長と随意契約したい。

記

本件は、関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所事業のための大黒ふ頭のふ頭用地の借上を行うものである。

大黒ふ頭ふ頭用地は関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所事業で実施する海洋短波レーダー局を設置するための土地として当事務所の事業実施に必要な土地である。

よって、市町村から直接に物件を借り入れるため、会計法第29条の3第5項（予決令第99条第1項第16号）の規定に基づき、当該物件の港湾施設の管理委託者である横浜市長と随意契約するものである。

以上

令和4年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

(件名)令和4年度 横浜港湾空港技術調査事務所PCB廃棄物処理業務

本業務は、下記の理由により中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所と随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港湾空港技術調査事務所 実験工場に保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物(安定器等)の処理を行うものである。

本業務は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)」に基づき、処理が義務づけられているポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「PCB廃棄物」という。)の処理を委託するものである。

廃掃法第14条の4第6項の特別管理廃棄物処理業の許可を受けたものが特別管理廃棄物の処分を事業として行えるとしており、本業務委託で処理するPCB廃棄物は、高濃度PCB廃棄物であり、これを処理できる事業者は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)の1社のみである。

環境省の定める「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」では、JESCOにおける処理対象及び事業対象地域が示されており、神奈川県で保管している高濃度PCB廃棄物(安定器等)を処理できる施設は、JESCO北海道PCB処理事業所のみである。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所と随意契約するものである。